

北上市会計規則の一部を改正する規則

北上市会計規則（平成6年北上市規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（公金の徴収又は収納の委託） 第35条　〔略〕 2～7　〔略〕 8　法第243条の2の5第1項に規定する収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次に掲げるものとする。 （1）～（14）　〔略〕 （15）　〔略〕 9　〔略〕 （前金払のできる経費） 第53条の2　〔略〕	（公金の徴収又は収納の委託） 第35条　〔略〕 2～7　〔略〕 8　法第243条の2の5第1項に規定する収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次に掲げるものとする。 （1）～（14）　〔略〕 <u>（15）市営住宅の敷金</u> <u>（16）〔略〕</u> 9　〔略〕 （前金払のできる経費） 第53条の2　〔略〕 <u>（繰替払のできる経費等）</u> <u>第53条の3　政令第164条第5号の規定により繰替払をすることができる経費は、次に掲げる経費とし、当該経費について繰り替えて使用する収入金は、当該各号に定める収入金とする。</u> <u>（1）指定納付受託者に納付させる歳入等に係る手数料　当該指定納付受託者が納付する歳入等</u> <u>（2）委託販売の手数料　委託販売物を売却した収入金（繰替払の手続）</u>

(会計管理者における小口現金払)

第68条 [略]

2 会計管理者は、支払の資金に充てるため、常時150万円を限度として現金を保管することができる。

3 会計管理者は、小口現金払を行う場合は、小口現金払整理簿により現金の受払状況を明確にしておかなければならない

第53条の4 支出命令者は、政令第164条各号に掲げる経費の支払について、会計管理者をしてその収納に係る当該各号に定める現金を繰り替えて使用させようとするときは、会計管理者にあらかじめ協議しなければならない。

2 支出命令者は、前項の規定により繰替使用させるときは、当該支払をさせようとする経費の算出の基礎その他算出方法を明示した資料を作成し、収入調定者を経て会計管理者に送付しなければならない。

3 会計管理者は、繰替払をしたときは、支出命令者に現金の補填を請求しなければならない。

4 支出命令者は、前項の規定による請求を受けたときは、遅滞なく支出命令を発しなければならない。

(会計管理者における小口現金払等)

第68条 [略]

2 会計管理者は、前項の規定による支払及び歳入の収納に必要な釣銭の資金に充てるため、常時150万円を限度として現金を保管することができる。

3 会計管理者は、必要とする出納員に対し、前項の現金を交付し、保管させることができる。

4 前項の規定により会計管理者から現金の交付を受けた出納員は、交付を受けた年度の出納閉鎖期日までに、当該現金を会計管理者に返納しなければならない。

5 会計管理者は、第1項から前項までの規定による現金の受払を行う場合は、小口現金払整理簿により現金の受払状況を

。	明確にしておかなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。